

品 名	規 格	数 量
令和7年度沖縄県漁業調査船「図南丸」合入渠	別紙仕様書による	一式

1	引渡期限	令和8年2月27日(金)
2	引渡場所	契約を締結した者が保有する造船所岸壁
3	契約金額	

(注)「取引に係る消費税」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

第2条 乙は、物品の引き渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ物品を引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗し、又は破損したものはすべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は立ち会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てることはできない。

3 乙は、修繕完了後に、完了報告書に写真を添付して提出するものとする。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡しの日から1年間、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

第6条 乙が、前条の物品の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当であることを認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了引渡後、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第9条 乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条に定める率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約書の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第13条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ、書面により、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第14条 乙は、この契約について、契約事項に明示されてない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第15条 乙は、この契約条項のほか沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字喜屋武 1528 番地

沖縄県水産海洋技術センター
所長

乙